三重県多文化共生社会づくり指針

(第2期)

~多様な文化的背景を生かして一緒に築く地域社会をめざして~

【中間案】

令和元年(2019)年12月

三重県

はじめに

知事のコメント

令和 2(2020)年 3 月

三重県知事 鈴木英敬

写真

目次

1	指針の基本的事項	1
(1)指針改定の趣旨	
(2)指針の位置づけ	1
(3)改定の方法	1
(4)対象期間	1
2	指針改定の背景	2
(1)多文化共生をめぐる社会の情勢	2
(2)三重県における多文化共生推進の経緯	3
(3)多文化共生に関する三重県の現状と課題	5
3	指針の基本的な考え方	9
(1)多文化共生の必要性と意義	9
(2)三重県がめざす多文化共生の地域社会像	11
(3)指針の対象者	11
4	施策の展開	
(1)施策の展開方向	
(2)施策の推進に向けて	20
	①多文化共生推進主体の役割	20
	②推進体制(各主体との連携)	22
	③施策の目標設定と進行管理	23
[5	到冊】	
7	★多文化共生にまつわるキーワード	
7	★各種データ集	
7	★まちの声	※別冊の具体的な内容は最終案までに
7	★多文化共生の知恵袋(参考事例)	お示しする予定です
7	★指針策定の過程	
,	★指針作成にご協力くださったみなさん	

1 指針の基本的事項

(1)指針改定の趣旨

県は、平成19(2007)年3月に「三重県国際化推進指針」を策定し、平成28(2016)年3月に「三重県多文化共生社会づくり指針」として改めて策定し、多文化共生施策を進めてきました。

平成31(2019)年4月には就労を目的とした新たな在留資格(特定技能)が創設されるなど、外国人住民のさらなる増加が見込まれる中、多文化共生への関心が高まっており、その取組を総合的に推進する必要があります。

平成28(2016)年3月に策定した指針は令和元(2019)年度末で終期を迎えることから、指針を改定することとしました。

(2)指針の位置づけ

県の長期戦略計画である「みえ県民力ビジョン」や「誰もが能力を発揮し参画・活躍できる社会の実現」を理念とする「ダイバーシティみえ推進方針~ともに輝く、多様な社会へ~」をふまえ、多文化共生社会づくりに関する本県の基本的な考え方を示すとともに、県が取り組む施策を体系的に掲げるものです。

また、多文化共生社会づくりを推進する主体の役割を示すとともに、多文化共生の参考となる情報も掲載しました。

(3)改定の方法

有識者や経済界、学校教育、福祉、行政等、多様な分野の委員による「三重県多文化共生推進会議」や県内在住の外国人・外国出身者からなる「三重県外国人住民会議」、各市町の担当者による「三重県市町多文化共生ワーキング」、県の関係部局等からなる庁内調整会議を通じて意見を聴取しました。

また、県議会での議論をはじめ、関係者等へのヒアリングや県民の皆さんに対するパブリックコメントを実施するなどして、幅広い意見を反映しながら策定しました。

掲載内容については有識者の助言を受けて完成に至りました。

(4)対象期間

県の中期戦略計画「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」に合わせて、令和2(2020)年度から令和5(2023)年度までの4年間とします。

2 指針改定の背景

(1)多文化共生をめぐる社会の情勢

平成31(2019)年4月に新たな在留資格「特定技能」が創設され、外国人労働者の受け入れが拡大されました。根拠となる「出入国管理及び難民認定法」の改正をめぐっては、全国的に外国人の受け入れや多文化共生が大きな話題になり始めました。国では126施策からなる「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が平成30(2018)年12月に関係閣僚会議で了承されたのをはじめ、令和元(2019)年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019(骨太の方針)」や「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」においても多文化共生が重視されています。

出入国在留管理庁の統計によると、平成2(1990)年の「出入国管理及び難民認定法」改正以降、在留外国人数は全国的に大幅に増加しました。平成20(2008)年のリーマンショックや平成23(2011)年の東日本大震災の影響で一時は減少したものの、令和元(2019)年6月末時点では282万9416人で、前年12月末より3.6%増えて過去最多となりました。特定技能創設の影響はまだ限定的ですが、日本社会における外国人住民の存在感はますます大きくなってきています。また、経済協力開発機構(OECD)の調べによると、2016年における日本の外国人受け入れ数はドイツ、米国、英国に次ぐ第4位で、移民国であるカナダやオーストラリア等を上回っている状況です。

しかしながら、法務省の「外国人住民調査報告書」(平成29(2017)年6月公益財団法人人権教育啓発推進センター)によると、外国人であることで「過去5年間に侮辱されるなど差別的なことを言われた」人は約30%にもなっており、外国人に対する差別や偏見は存在しています。令和元(2019)年のラグビーワールドカップや令和2(2020)年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会等、国際的なスポーツイベントが日本で開催されることで、日本社会の成熟度に国際社会の注目が集まることになります。「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」(平成28(2016)年6月施行)や「日本語教育の推進に関する法律」(令和元(2019)年6月施行)といった外国人住民に関連する法律等を踏まえるとともに、「持続可能な開発目標(SDGs)」の理念である「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現や、多様性を尊重する視点が要求されています。

(2)三重県における多文化共生推進の経緯

「三重県国際化推進指針」(2007~2010年度) ←**外国人住民の急増**

本県の外国人住民は、「出入国管理及び難民認定法」が改正された1990年代以降、ブラジル、ペルーなどの南米出身者を中心とする日系外国人やアジア出身の外国人が急増しました。このような状況の中、国籍や民族などの異なる人びとが、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係のもとで地域社会の構成員として安心して共に生きていける多文化共生社会を築いていくことをめざし、平成19(2007)年3月に、「三重県国際化推進指針」を策定しました。

「三重県国際化推進指針改訂」(2011~2015年度) ←外国人住民の永住化

その後、急激な経済環境の悪化に伴い、不安定な雇用形態にあった外国人労働者の失業が 増加しました。帰国支援事業等で帰国した人びとがいる一方、国内に残った外国人住民は、 住居、教育、医療等さまざまな分野で深刻な課題を抱えることとなりました。

外国人住民が減少する一方で、永住者や学齢期人口(7歳から15歳まで)は大幅に増加するなど、外国人住民が永住者として在留する傾向が鮮明となりました。

こうした社会環境の変化や国際化推進施策の成果と課題をふまえ、平成23(2011)年3月 に三重県国際化推進指針を改訂しました。

また、翌年4月に策定された県の長期戦略計画「みえ県民カビジョン」においては、外国 人住民が地域社会の一員として、その能力が十分に発揮できるよう環境を整備し、さまざま な主体と連携して多文化共生社会の実現をめざすこととしました。

「三重県多文化共生社会づくり指針」(2016~2019年度) ←外国人材への期待の高まり

グローバル社会の進展、急速な少子高齢化とそれに伴う地域の活力の低下などにより、多文化共生の重要性が一層増すと考えました。めざすべき「多文化共生」の地域社会像を見据え、前指針の成果と課題をふまえつつ、平成28(2016)年に「三重県多文化共生社会づくり指針」を策定しました。

この指針に基づいて、県は4つの展開方向による各施策に取り組みました。設定した目標値に届かなかった項目もあるものの、概ね達成することができました。

医療通訳の普及、外国人住民を災害時に支援する人材の育成など、外国人住民の安全で安心な生活への支援を進めるとともに、行政・生活情報を6言語によりウェブサイトで提供し、外国人児童生徒への教育も充実させてきました。生活相談については、市町での体制が整備されたことで県事業としては休止していましたが、特定技能の創設により新たなニーズが予想されることから、令和元(2019)年8月に「みえ外国人相談サポートセンター『MieCo(み

えこ) 』」を開設したところです。こうした取組により多文化共生の推進体制は整ってきています。

■三重県多文化共生社会づくり指針(2016~2019年度)に基づく取組の結果

展開方向	目標項目	現状値 2015年度	目標値 2019年度	実績値 2019年度
1 課題解決に向けた 「多文化共生」がも つ力の活用	三重県多文化共生推進会 議、三重県外国人住民会議 の年間開催回数	3回	4回	○□
2 情報や学習機会の 提供2.1 外国人住民への 多様な情報提供	三重県情報提供ホームページ (MieInfo) の年間アクセス件数	82,882件 (2014年度)	90,000件	○件
2.2 文化の違いや多 様性を学び合う機 会の提供	多文化共生に係るセミナ ー、研修会等参加者の理解 度	97.9%	100%	○%
2.3 多言語による地域の魅力の発信	三重県情報提供ホームペ ージ (MieInfo) の年間アク セス件数【再掲】	82,882件 (2014年度)	90,000件	○件
3 基盤となる安全で 安心な生活への支援	多文化共生に係るセミナ ー、研修会等参加者の理解 度【再掲】	97.9%	100%	○%
	医療通訳者が常勤してい る医療機関の数(累計)	6機関	10機関	○機関
	日本語指導が必要な外国 人生徒のうち、就職または 高等学校等に進学した生 徒の割合	_	100%	○%
4 展開に不可欠なさ まざまな主体との 連携	多文化共生に取り組む団 体数	188団体 (2014年度)	220団体	○団体

※具体的な実績値は最終案までにお示しする予定です

(3)多文化共生に関する三重県の現状と課題

①三重県の現状

■総人口に占める外国人住民の割合が大きい(全国第4位)

総務省の調査では、県内の外国人住民数は平成31(2019)年1月1日現在50,643人で、県内総人口に占める外国人住民の割合は2.78%で全国第4位の大きさとなっています。日本人住民数が年々減少する一方で外国人住民数は増加を続けています。市町別でみると、外国人住民の数や割合に多寡はあっても、どの地域にも外国人住民がいることがわかります。

外国人住民の人口に占める生産年齢人口(15~64歳)の割合は、日本人住民と比べて大きくなっています。年少人口(0~14歳)の割合が11.76%と大きく、全国第2位となっています。 ■別冊●「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

■外国人住民数は再び増加傾向へ。ベトナム、ネパールなどアジアの人を中心に多国籍化が 進んでいる

県内の外国人住民数はブラジル人を中心に増加し、平成20(2008)年をピークに経済状況の悪化に伴い減少していましたが、平成26(2014)年からは5年連続で増加しています。平成30(2018)年12月31日現在、県内には106ヵ国・地域の外国籍の人が住んでいます。人数の多い国籍は順にブラジル、中国、フィリピンですが、以前は目立たなかったベトナムやネパールなどのアジアの人が急増し、いわゆる多国籍化が進んでいます。 ●別冊●「外国人住民国籍・地域別人口調査」

■「永住者」が増え続け、「技能実習」、「留学」なども増加している

在留資格では、在留活動・在留期間のいずれも制限されない「永住者」の在留資格を持つ外国人が増え続けています。ブラジル人の約57%、フィリピン人の約44%は永住者です。また、「技能実習」や「留学」の人も増える一方で、「特別永住者」は減っています。 別冊●「在留外国人統計」

■外国人労働者数も外国人雇用事業所数も過去最高を更新中

三重労働局によると、県内の外国人労働者数は27,464人、外国人を雇用する事業所は3,336ヵ所で過去最高を更新中です。製造業に従事する外国人が51.8%、次いでサービス業(他に分類されないもの)が22.6%と多くなっています。外国人労働者のうち36.5%は派遣・請負労働者で、全国平均の21.2%より高い比率となっています。 ■別冊●「外国人雇用状況」

■日本語指導が必要な児童生徒数は全国第7位、在籍率は第1位

文部科学省の調査によると、県内の公立小中学校・県立学校における日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数は平成30(2018)年5月1日時点で2,300人と、ここ5年間で約20%増加しています。日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数は353人で、合計2,653人は全国で多いほうから7番目となっています。また、公立小中学校の日本語指導が必要な外国人児童生徒数を公立小中学校の在籍児童生徒数で割った「在籍率」を県教育委員会が算出したところ、1.44%で全国1位となっています。

令和元(2019)年5月1日を基準日とした調査では、学齢相当の外国人の子ども3,469名のうち、不就学が5名、就学状況が確認できない子どもが63名いることがわかりました。 ■別冊●「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」「外国人の子供の就学状況等調査」

■日本人も多様になっている

厚生労働省の人口動態調査によると、県内でも日本人の国際結婚は増加しており、平成29(2017)年の婚姻総数のうちでは25組に1組が国際結婚となっています。また、県内で同年に生まれた子のうち、父母の国籍が日本国籍と外国籍という組み合わせの子は229人で、25年前の155人から大きく増加しています。

法務省によると、平成30(2018)年に帰化が許可された人は全国で9,074人となっています。

「日本人」は「両親が日本人・日本生まれ・日本育ち・日本語が母語・日本語で教育を受け・日本人の配偶者を持つ」人だけでなく、多様な属性の人々が多く暮らしています。 ■ 別冊 ● 「人口動態調査 |

■多文化共生への関わりと意識

地域の活動に外国人住民も参加するなど、地域社会の一員として溶け込んでいる事例が見られます。また、医療通訳者や災害時語学ボランティアとして活動する外国人住民もいて、外国人は支援される側だけでなく、支援する側にもなっています。そこでは「第二世代」(親に連れられて幼少期に来日、または日本で生まれ育った世代)も活躍しています。一方で、外国人住民が地域社会の一員として共に暮らせる社会になっていると「実感する」日本人県民は30%前後で推移しており、40%代で推移する「実感していない」との回答を下回っています。 ■別冊●「県民意識調査」「まちの声」「多文化共生の知恵袋」

②三重県の主な課題

■新たな課題に対応していくために現状を把握すること

外国人住民については、人数そのものや総人口に占める割合のほか、構成する人々の年齢、 国籍、在留資格等の属性も変化を続けています。このような現状の中、国は「特定技能」の 在留資格創設により外国人労働者の受け入れを拡大したことから、今後も外国人住民数のさらなる増加が予想され、また、その国籍や母語はさらに多様になっていく可能性があります。 日本人についても属性は多様になっており、多文化共生に必要とされる支援や対策の対象は 国籍だけでは判断できない状況になっています。このように、多文化共生をめぐる状況は多様化かつ複雑化しており、今後はその傾向がさらに顕著になるものと考えられます。ついて は、外国籍の住民や外国につながる住民等の現状を的確に把握し、変化をいち早く捉え、対応を見極めていく必要があります。

■多文化共生の意識を定着させること

多文化共生の地域社会になっていると実感する日本人住民が多いとは言えない状況であることから、多文化共生の意識を定着させるよう引き続き努めていく必要があります。日本人住民と外国人住民が互いを認めあう、偏見や差別のない社会づくりが求められています。特に人権は尊重されるべきものであるため、人権教育の推進や相談機関の強化が必要です。

■行政情報等の多言語化や相談体制を充実させること

外国人住民は日本での滞在歴もさまざまで日本語能力が十分でない人もいるため、行政・生活情報の発信や相談窓口では多言語対応が必要になります。従来のポルトガル語やスペイン語に加えて、アジア諸国出身の外国人の増加に対応した多言語化を推進する必要があります。しかしながら、現時点において、住民数が特に増加しているフィリピン、ベトナム、インドネシア、タイ、ネパール等の言語での対応は限定的な状況です。

■外国人住民の安全な暮らしを支えること

外国人住民の中には日本語能力が十分でない人や、日本の事情や文化に対する知識がまだ深まっていない人もいます。それでも、生命や健康等に関する安全は誰一人取り残すことなく守られなければなりません。

県では医療通訳者の育成や医療機関への配置に取り組んできました。医療通訳者はことばだけでなく医療文化も伝えながら安全で安心な医療に貢献しているところで、医療通訳者を置く医療機関の数や対応言語は増えています。しかし、外国人住民の人数の増加や多国籍化に見合うほど十分とはいえません。

大規模災害が発生した日本の各地域では、外国人への支援が求められました。いざという時に、外国人住民が孤立することなく必要な支援や情報提供を受けられるような、サポートを開始できるよう、防災対策についても引き続き取り組むべきであると考えます。

交通安全や消費者被害防止など、暮らしに関するさまざまな安全も求められています。

■あらゆる年齢層の課題に対応していくこと

国による外国人労働者の受け入れ拡大により、外国人労働者はさらに増加することが予想されますが、労働者も生活者であることに留意し、外国人も暮らしやすくなるように生活全般にわたる支援を引き続き進める必要があります。また、地域の人口減少や高齢化が進行する中にあって、働き手世代である外国人労働者は、地域経済のみならず、地域社会を支える人材としても期待されています。

一方で、1990年代以降に急増した南米出身者を中心とする日系外国人等の多くが永住者となって地域で暮らしており、今後は高齢化していくことが見込まれ、そこから新たな課題が顕在化してくる可能性があります。さらに、三重県の外国人住民は年少人口の割合が大きいことから、地域の将来を担う子どもたちへの教育等は引き続き注力し、日本語指導や就学、アイデンティティ(自己)の形成等をはじめとする課題に対応していく必要があります。

外国人住民がそれぞれの年齢層で抱えるさまざまな課題を的確に捉えるため、これまで以上に各年齢層を見渡していく視点が必要となっています。

■日本語教育を充実させること

日本語能力が十分でない外国人住民は多く存在し、児童生徒は学校での学習に支障が出ていたり、日系人等では職業の選択肢が限られ、不安定な雇用形態で働いていたりします。

生活者としての外国人のための日本語習得支援は、地域の日本語教室を中心にボランティアのみなさんが担っていますが、学習者数が増加する一方でボランティアが不足し、運営に苦慮している教室もあります。また、多様化する学習者に合わせた教室の運営や、学習者が通える地域への教室の設置も課題となっており、これらの諸課題を調整するコーディネーターが求められています。

近年増加している技能実習生は日本語能力試験等の勉強を希望している場合が多く、既存の教室では対応しきれないという声も多く聞かれます。日本語教育の推進に関する法律もふまえ、市町、実習生の受け入れ機関、企業の役割や連携について整理する必要があります。

幼児期に来日し、日本語も母国語も十分身につけることなく成長した人が親世代となっており、集住地区の保育所等では通訳がいても意思疎通ができないといったことが起きています。そのような親の子どもたちが公立学校に入学してくることが想定されるため、就学前や幼児期からの保護者も含めた支援が求められています。

■オール三重で取り組むこと

外国人が多く在住する市町においては、日本語教室の開設や相談窓口での多言語対応など、日常生活を支える体制を整えてきています。外国人が多く在籍する企業では、適切な労働環境や生活支援の体制を整えている例もあります。各主体が多文化共生に取り組んでいけるよう、このような先行する取組を広く展開するとともに、各主体間の連携や協働を広げることも求められています。個人レベルにおいても、外国人住民を含めた県民の誰もが参加していけるような活動の機会が求められています。また、地域の取組に対する、国の総合的サポートも望まれます。

これまでの取組により一定の成果はあったものの、残された課題、新たな課題が山積しています。多文化共生は社会の大きな関心事となっており、多文化共生を推進する重要性やそのことへの期待は増しているため、さらなる取組が必要であると考えます。

3 指針の基本的な考え方

(1)多文化共生の必要性と意義

①多文化共生の必要性

平成28(2016)年11月に発表した伊勢志摩サミット三重県民宣言において、「自分とは違うことを価値と認め合い、国内にとどまらず、さまざまな国のさまざまな立場の人たちとつながって、誰もが挑戦、活躍できる社会にします。」という決意が表されています。

本格的な人口減少社会が到来する中で、県民の皆さんが自分らしく社会参画したり、能力を発揮して、いきいきと暮らすことで、ひいては、その一人ひとりの力の結集が地域の維持・発展にもつながっていくものと考えます。誰もが社会参画や能力発揮できる魅力ある地域になることで、三重で暮らしたいと思う人が増え、地域の維持、さらなる発展につながる好循環が生まれる可能性があると考えます。

これからの将来を見通せば、AI(人工知能)などテクノロジーの加速度的な進化や国際情勢などをはじめ、社会経済環境の変化はかなり速く、またどう変化するのか予測が困難です。今後は、画一的、均質であるより、想定外のさまざまな変化にも対応できる、多様性を受容する社会が求められていると考えます(以上、「ダイバーシティみえ推進方針~ともに輝く、多様な社会へ~」より)。多様性のうち、国籍や文化的背景によるものを受容することは、多文化共生の推進が関わっています。

なお、2012(平成24)年7月の改正住民基本台帳法の施行により、外国人住民も日本人住民と同様に住民基本台帳制度の対象となっており、どちらも住民サービスの対象となっています。外国人労働者やその家族等の増加が見込まれる中、地域において多文化共生を推進する必要性はより一層増しています。

②多文化共生の意義

■外国人住民の人権保障

多文化共生を推進することは、「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」、「日本国憲法」、「人権が尊重される三重をつくる条例」等で保障された人権尊重の趣旨に合致します。

人権は人びとが社会において幸せな生活を営むために必要な固有の権利であり、人権の尊重は人類にとって普遍的な原理です。

■安全で安心なまちづくり

外国人住民を孤立させることなく、社会を構成する一員として受け入れていく視点を持つ ことや、外国人住民が日本の法令、慣習、文化を理解できるような環境を整備することは、 誰もが安心して安全に暮らせる地域づくりにつながります。

■住民の異文化理解力の向上

多文化共生を進めることで、地域住民は国際感覚や異文化に対する理解を深めるとともに、 自己の文化を客観的に認識することができます。

また、異文化コミュニケーション力に秀でた人材の育成が可能になります。

■多様性を認めあう、誰もが暮らしやすいまちづくり

国籍、民族、人種、文化、言語、宗教などの差異を認めあうことは、一人ひとりが違った 個性や能力を持つという人の多様性を認めることにつながり、全ての人に配慮した暮らしや すいまちづくりの推進につながります。

■地域の活性化

世界に開かれた地域づくりを推進することによって海外から有用な人材が集い、地域社会の活性化がもたらされ、地域産業・経済の振興につながっていきます。

■イノベーション(変革)の促進

地域での異文化交流や協働が進むことで、多様な価値観を発見し、新しい豊かな文化を創造する機会に恵まれます。

■誰一人取り残さない、持続可能で包摂性のある社会の実現

平成27(2015)年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」には、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標(SDGs)」が掲げられています。その理念である「誰一人取り残さない」持続可能で包摂性のある社会の実現は、多文化共生社会づくりにも共通するものです。









SUSTAINABLE GOALS

17の目標のうち、この指針と関係の深いもの

(2)三重県がめざす多文化共生の地域社会像

前期指針で定めた「めざすべき『多文化共生』の地域社会像」と多文化共生をめぐる環境の変化を踏まえ、めざす地域社会像を次のとおり設定します。

三重県がめざす多文化共生の地域社会像

多様な文化的背景の住民が、地域社会を一緒に築いています

全ての地域住民が、それぞれの文化的背景を理解し、お互いの文化を尊重するとともに、正しい 人権意識に基づく、差別や偏見のない環境のもとで、地域社会を一緒に築いています。

また、地域社会を一緒に築くことで、多方面で活躍する多様な人材が育つとともに、グローバル な視野を持つ人材や多様な文化的背景の住民による地域づくりをコーディネートできる人材が育っています。

多文化共生から生まれる活力が地域の課題解決に生かされています

多様な文化的背景の人びとの協創・協働により新しい発想が生まれることに気づくとともに、 それを生かして地域の課題解決に取り組んでいます。そこでは、行政、大学、企業や各種団体等も 協働しています。

こうした取組を通じて地域社会の課題の解決が進み、全ての県民の幸福感が高まっています。

(3)指針の対象者

多文化共生のメリットは国籍にかかわらず誰もが享受できるものであり、多文化共生社会 は全ての県民と一緒につくるものであることから、本指針では全ての県民を対象者とします。

なお、公平性の観点から外国人住民を支援する取組を実施することがありますが、その際 には外国籍の人だけでなく、日本国籍を有していながら外国にルーツがある人にも留意する 必要があります。

4 施策の展開

(1)施策の展開方向

多文化共生の地域社会を実現するため、3つの基本施策を7つの施策に整理し、それらに 沿った事業に取り組みます。

三重県がめざす多文化共生の地域社会像

- ■多様な文化的背景の住民が、地域社会を一緒に築いています
- ■多文化共生から生まれる活力が地域の課題解決に生かされています

基本施策	施策
1 多文化共生に向けた知識や知恵	1-1 当事者の声を聴く仕組みづくり
の共有と人権意識の定着	1-2 研修や啓発活動等の実施
2 外国人住民の安全で安心な生活	2-1 行政・生活情報の多言語化と相談体制の整備
環境づくり	2-2 安全対策の推進
	2-3 ライフステージに応じた支援
3 多文化共生社会づくりへの参画	3-1 日本語によるコミュニケーションの支援
促進	3-2 多文化共生の地域をつくる行動の促進

基本施策1多文化共生に向けた知識や知恵の共有と人権意識の定着

多文化共生についてみんなで学びあい、意識の向上を図る仕組みをつくります。

施策1-1当事者の声を聴く仕組みづくり

【取組の概要】

多文化共生の社会を実現するためには、当事者の現状を的確に把握し、今の時代に必要な施策を 実施する必要があります。そのため、草の根で活動している支援者や外国人コミュニティのリーダ ーをはじめとする県民の声を聴くとともに客観的なデータを収集します。また、それらについては 多文化共生を推進する各主体との間で情報共有を図ります。

- 有識者や経済界、学校教育、福祉、行政等、多様な分野の委員で構成する三重県多文化共生推進会議を開催します。(環境生活部)
- 県内在住の外国人・外国出身者で構成する三 重県外国人住民会議を開催します。〔環境生活 部〕

- みえ多文化共生地域協議会(仮称)を設置し、 地域における外国人材の受入れ・共生に関す る施策について国等と連携・協議を行います。 〔環境生活部〕
- 三重県市町多文化共生ワーキングにおいて県内の現状を把握するとともに、課題解決に協働して取り組みます。(環境生活部)
- 外国人が集住する7県1市による「多文化共生推進協議会」において情報共有を図るとともに、国への提言活動を実施します。〔環境生活部〕
- 即応性のある多文化共生施策を実施するため、 毎年12月末現在の外国人住民数を調査し、結果は迅速にとりまとめ公表します。〔環境生活 部〕

施策1-2研修や啓発活動等の実施

【取組の概要】

多文化共生社会を実現するためには、多文化共生の必要性や意義を理解した上で、日本人と外国 人の双方が互いを知って認めあう必要があります。そのため、各種の啓発活動等を推進し、県民の 意識向上を図ります。また、多文化共生に関する好事例を収集し、情報発信に取り組みます。

- 国が設定する「外国人労働者問題啓発月間」 へ参画し、三重労働局(ハローワーク)と連携 して適切な雇用管理等の周知を図ります。〔雇 用経済部〕
- NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体と 連携したイベントの開催を通じて、多文化共 生意識の普及に努めます。〔環境生活部〕
- 外国人の人権をテーマに啓発事業を実施します。〔環境生活部〕
- 人権相談ネットワーク会議において、外国人等の人権に関する情報交換を行います。〔環境生活部〕
- 外国人住民が必要とする行政情報や生活情報、 地域における多文化共生の取組に関する情報 を、多言語ウェブサイト「MieInfo」で提供し ます。〔環境生活部〕

- 多文化共生を推進するキーパーソンとなる学 校等職員に対し、県教育委員会等と連携して 研修を実施します。〔環境生活部〕
- 「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」を普及するためのセミナーを、4県1市(静岡県・岐阜県・愛知県・三重県・名古屋市)が連携して開催します。〔環境生活部〕
- 学校や地域で行われる研修会に国際交流員を派遣し、幅広い年齢層の人に多文化共生に関する意識の普及を図ります。また、出身国の紹介を通じて、外国につながる子どもたちのアイデンティティ(自己)形成に寄与します。〔環境生活部〕
- 国際交流員が運営するFacebookページ 「Humans of Mie」において、多様な三重県 民の個々のストーリーを紹介します。〔環境生 活部〕

基本施策2外国人住民の安全で安心な生活環境づくり

外国人特有の課題といわれる「言葉の壁」「制度の壁」「心の壁」を理解した上で、それらに起因する格差や分断を軽減し、公平で安全安心な生活環境をつくります。

施策2-1行政・生活情報の多言語化と相談体制の整備

【取組の概要】

各種の手続・法令・制度や社会生活上のルール等について、各種のトラブルを回避するためにも、 多言語でわかりやすい情報提供をします。また、さまざまな不安を感じている外国人住民には、母語 で相談できる体制やスキルのある相談員による対応で不安の軽減を図ります。

【主な取組】

- 外国人住民からの相談を一元的に受け付ける 「みえ外国人相談サポートセンター (MieCo)」 の周知に努めるとともに、その業務内容につ いて状況を見ながら拡充を検討します。〔環境 生活部〕
- 「三重県労働相談室」において関係機関と連携し、多言語対応を行います。〔雇用経済部〕
- 人権相談ネットワーク会議において、外国人 等の人権に関する情報交換を行います。〔環境 生活部〕〈再掲〉
- 外国人住民が必要とする行政情報や生活情報、 地域における多文化共生の取組に関する情報 を、多言語ウェブサイト「MieInfo」で提供し ます。〔環境生活部〕<再掲>
- 三重県ウェブサイトに外国語ページを用意し、 庁内各所属が発信する外国語の情報をとりま とめます。〔戦略企画部〕
- A I を利用した窓口翻訳システムを県税事務所に試験導入することで、外国人住民からの納税相談などに多言語で対応します。〔総務部〕

施策2-2安全対策の推進

【取組の概要】

外国人住民の生命や健康福祉を守るため、外国人患者が安心して受診できる環境の整備や、災害 発生時の対策、交通安全教育や防犯教育等、暮らしの安全対策を行います。あわせて、消費者トラブ ルの回避や生活困窮者への支援も行います。これらの対策は地域全体の安全安心にもつながると考 えられます。

- 医療通訳に係る人材育成や普及啓発に向けて 取り組みます。〔環境生活部〕
- 「外国人患者を受け入れる医療機関」として 選出した医療機関(2019年度現在115施設) を中心に、受入れ環境の整備促進に取り組み ます。〔医療保健部〕

- 大規模災害時に外国人住民への支援を行う 「みえ災害時多言語支援センター」の運営に 向けた図上訓練を実施し、関係機関との連携 を強化します。〔環境生活部〕
- 外国人住民を対象に、消費者トラブルの未然 防止に取り組みます。〔環境生活部〕
- 防災情報を総合的に提供するホームページ 「防災みえ.jp」に、英語、ポルトガル語、中国 語、韓国・朝鮮語およびスペイン語により防災 情報を提供するほか、「災害時に訪日外国人旅 行者への情報提供に役立つツール」を掲載し ます。〔防災対策部〕
- 県ホームページに、弾道ミサイルが落下する可能性がある場合に取るべき行動や情報提供アプリ「Safety tips」などにかかる国等のホームページへのリンクを設け、多言語による国民保護情報を提供します。〔防災対策部〕
- 国が行う「災害時外国人支援情報コーディネーター養成研修」等を通じて、災害時の外国人対応を行う人材を育成します。〔環境生活部〕
- 国民健康保険の保険者である市町に対し、事務指導の場を通じて適用状況の確認や制度周知(外国人用説明パンフレットの配布など)に係る指導・助言を行います。〔医療保健部〕
- 外国人エイズ患者診療のため、病院等に通訳 を派遣します。〔医療保健部〕
- 外国人結核患者およびその家族に対し、服薬 支援等の電話通訳を行います。〔医療保健部〕
- 薬局機能情報提供ホームページ「薬局案内みえ」に、対応可能な外国語情報を掲載します。〔医療保健部〕
- 予防接種や結核スクリーニング等について、国の動きに応じて外国人にも周知を行います。〔医療保健部〕

- 外国人家庭の増加に伴い、通訳が必要な場合への迅速な対応が求められているため、全国で初めて導入した24時間電話通訳や通訳者の派遣を利用し、外国人住民への児童相談体制を引き続き強化していきます。〔子ども・福祉部〕
- 通訳者の派遣や電話通訳を利用し、DVなどに 関する、外国人住民への女性相談体制を整備 します。〔子ども・福祉部〕
- 防犯情報や交通安全情報をインターネットや 広報資料を通じて外国語で提供します。〔警察 本部〕
- 日本語を理解しない外国人世帯に対しては、 外国語を話すことができる警察官による巡回 連絡に努めます。(警察本部)
- 3ヵ国語(中国語、英語、ポルトガル語)による運転免許試験の学科試験を行います。外国免許からの切り替えにあたっては11ヵ国語(中国語、英語、ポルトガル語等)の知識確認問題を活用します。〔警察本部〕
- 三者通話システムを活用し、110番通報に迅速・的確に対応します。〔警察本部〕
- 事件、事故等の届出対応で必要なときは通訳 人を活用します。〔警察本部〕
- 企業等の通訳人を介した交通安全教室や防犯 教室に対応します。〔警察本部〕
- 外国人が犯罪や事故等に巻き込まれることを 防ぐため、外国人の安全・安心を視野に入れた 地域防犯活動を促進します。〔環境生活部〕
- 生活困窮者等の相談窓口において、音声通訳機等の活用や通訳派遣を利用し相談に応じます。また、制度の説明に用いるちらしについて、多言語のものを準備します。〔子ども・福祉部〕

施策2-3ライフステージに応じた支援

【取組の概要】

定住・永住する人が増えてさまざまな年齢層に広がる外国人住民の、各ライフステージで必要と される対策に取り組み、新たな変化や課題にも対応していきます。次世代を担う若者への支援は、地 域の将来への投資となる側面もあります。

【主な取組】

◎子ども(乳幼児・児童期)~青年期

- 家庭環境に配慮が必要な外国人等の児童を多数受け入れている保育所において、保育士の加配や保育支援者としての通訳を配置することへの支援を行います。〔子ども・福祉部〕
- 外国人家庭の増加に伴い、通訳が必要な場合への迅速な対応が求められているため、全国で初めて導入した24時間電話通訳や通訳者の派遣を利用し、外国人住民への児童相談体制を引き続き強化していきます。〔子ども・福祉部〕<再掲>
- 母子保健コーディネーター育成などの機会を 通じて、外国人妊産婦やその家族がおかれて いる現状や必要とする支援等について情報提 供していきます。〔子ども・福祉部〕
- 少年相談や街頭補導活動等を通じて関わった 外国人少年に対し、必要に応じて継続的な指導・助言等を行います。また、かつて非行を犯し、問題等を抱え、再び非行に走るおそれのある外国人少年とその保護者に対して、立ち直り支援活動を行います。〔警察本部〕

く教育>

外国につながる子どもを対象とする就学前支援教室(プレスクール)が県内市町において 実施されるよう、県が作成した教材やマニュアルの普及に取り組みます。〔環境生活部〕

- 日本語指導が必要な児童生徒への指導体制を 支援するため、国の定数に加えて県単独で外 国人児童生徒教育対応教員や外国人児童生徒 巡回相談員を配置します。〔教育委員会〕
- 市町が行う外国人児童生徒の受入体制の充実 を図る取組を支援するとともに、外国人児童 生徒巡回相談員の学校訪問等により日本語指 導や学校生活への適応指導等、指導体制の充 実を進めます。〔教育委員会〕
- ◆ 特別支援学校において外国人児童生徒および 保護者の支援と通訳等を行う外国人児童生徒 支援員を配置します。〔教育委員会〕
- 日本語指導の実践等に関する教職員研修やe ラーニングを実施します。〔教育委員会〕
- 県立高等学校入学者選抜において、海外帰国 生徒・外国人生徒等に係る特別枠入学者選抜 を拡充します。〔教育委員会〕
- 職業について理解を深め意欲的に学習に取り 組めるよう、外国人の先輩のメッセージを紹 介する「キャリアガイドDVD」の普及を進め ます。〔環境生活部〕
- 外国人生徒が日本の学校制度や働き方について理解を深め、将来の生活を見通して進路を選択できるよう、進学・就職に関する進路セミナーを実施します。〔教育委員会〕
- 外国人生徒を中心に高校生の就職支援を行う 「就職アドバイザー」を外国人生徒が多数在 籍する県立高等学校に配置します。〔教育委員 会〕

● 要件を満たす私立外国人学校を設置・運営する学校法人に対して、経常費の一部を助成します。〔環境生活部〕

◎成人期

<就労支援>

- 「三重県労働相談室」において関係機関と連携し、多言語対応を行います。〔雇用経済部〕<再掲>
- 国から認定を受けた外国人起業活動管理支援 計画に基づき、留学生が卒業後に起業準備活 動を行うための在留資格取得等を支援し、留 学生による起業を促進します。〔雇用経済部〕
- 留学生等の外国人材を対象に、インターンシップ(就労体験)や企業見学の場を提供するとともに、採用意向のある企業の開拓を行います。〔雇用経済部〕
- 経済連携協定 (EPA) に基づき入国する外国人 看護師候補者が日本で就労する上で必要とな る日本語能力の習得及び、就労研修の支援に 取り組みます。(医療保健部)
- 経済連携協定 (EPA) に基づき入国する外国人 介護福祉士候補者を受け入れた施設における 日本語学習や専門学習を支援し、円滑な国家 資格取得と就労を促進します。〔医療保健部〕
- 介護福祉士養成施設で資格取得を目指す学生 に修学資金を貸し付けます。〔医療保健部〕
- 津高等技術学校に金属成形科を引き続き設置 し、日本語能力に配慮した職業訓練を実施し ます。また、外国人向けの職業訓練の拡充を 検討します。〔雇用経済部〕

外国人技能実習生が受検する技能検定試験を 円滑に実施するため、試験実施体制の整備を 図ります。〔雇用経済部〕

<適切な労働環境の確保>

- 外国人が安心して就労できる職場環境づくりを進めるため、企業等を対象に、法令遵守や働きやすい労働環境の整備に向けたセミナー等を開催し、企業等における外国人労働者の受入体制の整備を促進します。〔雇用経済部〕
- 国が設定する「外国人労働者問題啓発月間」 へ参画し、三重労働局 (ハローワーク) と連携 して適切な雇用管理等の周知を図ります。〔雇 用経済部〕 <再掲>
- 「三重県労働相談室」において関係機関と連携し、多言語対応を行います。〔雇用経済部〕
 <再掲>

<住宅確保のための支援>

- 住宅の確保に特別の配慮を要する外国人等が 民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、県お よび関係団体で組織する三重県居住支援連絡 会として支援活動を行います。〔県土整備部〕
- 電話通訳を利用して県営住宅入居者への相談 に対応します。〔県土整備部〕

◎高齢期

- 医療通訳を育成する過程において、介護保険 や認知症等の高齢者の医療に関する課題をと りあげることに留意します。〔環境生活部〕
- 高齢の外国人住民が抱える課題の傾向について情報収集し、関係機関等と連携の上、必要な対応策を講じます。〔各部局〕

基本施策3多文化共生社会づくりへの参画促進

多文化共生社会づくりに関わる行動に導く仕組みをつくります。

施策3-1日本語によるコミュニケーションの支援

【取組の概要】

円滑な意思疎通のためには日本語が必要であることから、学校や地域における日本語教育の環境整備を図ります。また、災害時に有効とされ、日本語初心者などとの相互理解を進めるのにも役立つコミュニケーション手段である「やさしい日本語」の普及も進めます。

- 外国人児童生徒の社会的自立に向けた日本語 習得等の支援を実施します。〔教育委員会〕
- 外国につながる子どもを対象とする就学前支援教室(プレスクール)が県内市町において実施されるよう、県が作成した教材やマニュアルの普及に取り組みます。〔環境生活部〕 < 再掲>
- 日本語指導が必要な児童生徒への指導体制を 支援するため、国の定数に加えて県単独で外 国人児童生徒教育対応教員や外国人児童生徒 巡回相談員を配置します。〔教育委員会〕<再 掲>
- 市町が行う外国人児童生徒の受入体制の充実 を図る取組を支援するとともに、外国人児童 生徒巡回相談員の学校訪問等により日本語指 導や学校生活への適応指導等、指導体制の充 実を進めます。〔教育委員会〕<再掲>

- 日本語指導の実践等に関する教職員研修やe ラーニングを実施します。〔教育委員会〕<再 掲>
- 地域における日本語教育の実態や課題を把握 し、日本語教育実施計画の策定等に取り組み ます。〔環境生活部〕
- 地域における日本語教育を推進するための体制づくりとして、日本語指導者やボランティアを対象に研修会を開催するなど、人材育成等に取り組みます。〔環境生活部〕
- 外国人住民にもわかりやすい日本語で伝える 「やさしい日本語」の普及を図ります。〔環境 生活部〕

施策3-2多文化共生の地域をつくる行動の促進

【取組の概要】

多文化共生に関わる活動をする人や団体、多文化共生の意識向上に向けた各種の取組を応援する とともに、各主体の連携にも寄与します。多文化共生を推進する雰囲気を盛り上げ、誰もが多文化共 生の当事者であることを意識できるようにします。

- 多文化共生に資する事業を行う団体からの三 重県の後援名義にかかる使用承諾申請を受け 付けるとともに、後援事業は公表し、多文化 共生の地域をつくる行動を応援します。〔環境 生活部〕
- 外国人住民が必要とする行政情報や生活情報、 地域における多文化共生の取組に関する情報 を、多言語ウェブサイト「MieInfo」で提供し ます。〔環境生活部〕<再掲>
- 医療通訳に係る人材育成や普及啓発に向けて 取り組みます。〔環境生活部〕<再掲>
- 大規模災害時に外国人住民への支援を行う 「みえ災害時多言語支援センター」の運営に 向けた図上訓練を実施し、関係機関との連携 を強化します。〔環境生活部〕<再掲>
- 外国につながる子どもを対象とする就学前支援教室(プレスクール)が県内市町において実施されるよう、県が作成した教材やマニュアルの普及に取り組みます。〔環境生活部〕
 再掲>

- 地域における日本語教育を推進するための体制づくりとして、日本語指導者やボランティアを対象に研修会を開催するなど、人材育成等に取り組みます。〔環境生活部〕<再掲>
- 外国人住民にもわかりやすい日本語で伝える 「やさしい日本語」の普及を図ります。〔環境 生活部〕<再掲>
- 有識者や経済界、学校教育、福祉、行政等、多様な分野の委員で構成する三重県多文化共生推進会議を開催します。〔環境生活部〕<再掲>
- 県内在住の外国人・外国出身者で構成する三 重県外国人住民会議を開催します。〔環境生活 部〕<再掲>
- みえ多文化共生地域協議会(仮称)を設置し、 地域における外国人材の受入れ・共生に関す る施策について国等と連携・協議を行います。 〔環境生活部〕<再掲>
- 三重県市町多文化共生ワーキングにおいて県内の現状を把握するとともに、課題解決に協働して取り組みます。〔環境生活部〕<再掲>

(2)施策の推進に向けて

①多文化共生推進主体の役割

多文化共生を着実に推進していくためには、行政だけでなく、全ての県民が当事者である ことを自覚し、それぞれの役割を果たしつつ、連携・協働もしながら取り組んでいくことが 必要となります。

■「国」に期待される役割

出入国在留管理庁を中心とした関係省庁の緊密な連携のもと外国人施策を着実に実施することや、地方公共団体が取り組む多文化共生施策に対して、十分な財政措置をはじめとする総合的サポートを行うことが望まれます。また、中長期的な外国人受入方針の策定も求められます。

■「三重県」の役割

市町を包括する広域の地方公共団体として、広域にわたる課題に対応し、市町では対応が 困難な分野を補完するほか、市町を先導するような取組を実施します。また、国への提言な ども行います。

なお、幅広い分野の課題に対応するため、庁内調整会議を通じて関係部局の横断的な調整 を行うとともに、関係主体の連携・協働を推進します。

■「市町」に期待される役割

外国人住民を含む全ての県民にとって最も身近な基礎的自治体として、日常生活に関する 行政サービスを向上させるとともに、多言語による情報提供や啓発等の取組など、地域の実 情に合わせた多文化共生の地域づくりの推進が求められます。

■「三重県国際交流財団」「市町の国際交流協会」に期待される役割

多言語情報の提供、多文化共生の啓発、ボランティア活動への支援など、行政等と連携して、地域の課題やニーズに対応した取組を推進することが期待されます。

特に三重県国際交流財団については、みえ外国人相談サポートセンター「MieCo(みえこ)」での対応や、みえ災害時多言語支援センターの県との共同運営、母語の大切さを伝えアイデンティティ(自己)を育む活動のほか、多文化共生の活動を推進する関係主体間のネットワーク構築を図ることが期待されます。

■「市民活動団体」に期待される役割

NPOなどの市民活動団体は、独自のノウハウ、情報、ネットワークなどの特色と柔軟性を生かし、地域のニーズに対応したきめ細かな活動が期待されます。また、外国人住民の団体やコミュニティにはそのネットワークカを生かした活動などが期待されます。

■「企業」「経済団体」に期待される役割

外国人労働者の人権を尊重し、労働関係法令を遵守するとともに、外国人労働者の日本社会への適応を促進するために取り組むことが求められます。また、外国人労働者を雇用する責任を認識し、多文化共生の地域づくりに参画することが求められます。

■「教育機関」に期待される役割

大学等の高等教育機関には教育研究の成果を生かした地域貢献として、行政、NPO、ボランティア団体などへの支援等が期待されます。また、学生による多文化共生に関する活動の促進や、留学生に対する就職支援等、各種の取組が期待されます。

学校(小学校、中学校、高等学校等)は、全ての児童生徒に対する多文化共生教育や、外国につながる児童生徒に対する学習支援や適切な進路指導が求められます。

■「県民」に期待される役割

日本人住民と外国人住民は、ともに同じ三重県民として互いの文化や生活習慣等に関する 理解を深めるとともに、日本の法令や生活ルール等を遵守することや、地域活動などでの協 働が期待されます。相互の対話や交流のため、日本人住民はやさしい日本語の使用、外国人 住民は日本語の習得が求められます。

②推進体制(各主体との連携)

多岐にわたる多文化共生の課題に対応するため、庁内調整会議のほか外部の関係機関等と 相互に緊密な連携をとりつつ、県全体で多文化共生社会の実現をめざします。

目的	名称	県と連携する主体
多様な主体の意見を反映 させて県の多文化共生施 策を総合的・計画的に推 進する	三重県多文化共生推進会議	市町 三重県国際交流財団 市町の国際交流協会 市民活動団体 教育機関 企業・経済団体 県民
外国人住民が参画する土 壌をつくるとともに、外 国人住民の意見を県の取 組に反映させる	三重県外国人住民会議	県民(外国人住民)
外国人労働者にかかる雇 用問題に対応する	外国人労働者雇用等に 関する国・県連絡会議	国
多文化共生に関する現状 把握や県および市町間の 情報共有、課題解決を図 る	三重県市町多文化共生 ワーキング	市町
地域における外国人材の 受入れ・共生に関する課 題に対応する	みえ多文化共生地域協 議会(仮称)	国 市町 三重県国際交流財団 経済団体 市民活動団体 等

ほかに、外国人住民の生活にかかる相談全般にスムーズに対応できるよう、みえ外国人相談サポートセンター「MieCo(みえこ)」(県・三重県国際交流財団)を核にして、関係機関(国、市町、専門機関等)との連携を強化していきます。

他県との連携では、「多文化共生推進協議会」(群馬県・長野県・静岡県・岐阜県・愛知県・ 三重県・滋賀県・名古屋市で構成)において、情報交換や各省庁への提言等を行います。また、「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」の策定主体である3県1市(岐阜県・愛知県・三重県・名古屋市)等と経済団体、企業等が連携し憲章の普及を図ります。

③施策の目標設定と進行管理

本指針の進行管理にあたっては、数値目標の達成状況や取組の進捗状況を年度ごとに評価し、三重県多文化共生推進会議に報告するとともに、県のウェブサイトで公表します。

また、社会経済情勢の変化や国の施策の動向等によっては、計画期間内にあっても内容の 見直しを適宜行います。

【取組指標と数値目標】

※具体的な目標値等は最終案までにお示しする予定です

目標	指標	現状値 2019年度	目標値 2023年度	担当部局	
多文化共生の地域社会	多文化共生の社会になっている (外国人住民が地域社会の一員と して共に暮らせる社会になってい る)と感じる県民の割合(※)	27.3% (2018年度)	37.3%	環境生活部	
1 多文化共生に向けた 知識や知恵の共有と 人権意識の定着	多文化共生に係る研修等の内容を 今後に生かしたいと回答した受講 者の割合	(調査中)	○%	環境生活部	
2 外国人住民の安全で 安心な生活環境づく り	多言語ウェブサイト (MieInfo) の年間ページビュー数	161,145 ページ (2018年度)	○ページ	環境生活部	
	医療通訳者の配置や電話通訳の活用により多言語対応が可能な医療機関数(※)	14機関 (見込)	26機関	環境生活部	
	日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して、日本語指導が行われている学校の割合(※)	89.6% (見込)	100%	教育委員会	
3 多文化共生社会づく りへの参画促進	日本語教育の推進に関する基本的 な方針を策定した市町数	0市町	○市町	環境生活部	
	多言語情報提供を想定した図上訓練への外国人住民支援ボランティアの参加者数	28人/年 (2018年度)	○人/年	環境生活部	

^{(※)「}みえ県民力ビジョン・第三次行動計画(仮称)」の施策213の主・副指標(案)と同じです

三重県多文化共生社会づくり指針(第2期)【中間案】

~多様な文化的背景を生かして一緒に築く地域社会をめざして~

令和元(2019)年12月発行

三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課

〒514-0009 津市羽所町700番地 (アスト津3階)

TEL 059-222-5974

FAX 059-222-5984

Email tabunka@pref.mie.lg.jp

http://www.pref.mie.lg.jp/TABUNKA/HP/

http://mieinfo.com/

https://www.facebook.com/miekencir







MieInfo

三重県(多文化共生) 多言語による三重県情報

Humans of Mie